

平成30年度和歌山県一般会計補正予算

平成30年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,803,940千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ570,505,628千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債の補正」による。

平成30年12月3日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 167,326,710	千円 347,677	千円 167,674,387
	1 地方交付税	167,326,710	347,677	167,674,387
7 分担金及び負担金		4,336,059	11,973	4,348,032
	2 負担金	1,279,491	11,973	1,291,464
9 国庫支出金		74,910,902	3,589,234	78,500,136
	1 国庫負担金	37,362,883	320,200	37,683,083
	2 国庫補助金	36,681,783	3,269,034	39,950,817
14 諸収入		85,460,228	2,656	85,462,884
	6 雑収入	3,181,319	2,656	3,183,975
15 県債		74,631,800	1,852,400	76,484,200
	1 県債	74,631,800	1,852,400	76,484,200
歳入合計		564,701,688	5,803,940	570,505,628

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		千円 12,430,217	千円 6,000	千円 12,436,217
	4 医 薬 費	4,343,444	6,000	4,349,444
6 農 林 水 産 業 費		28,360,830	1,852,940	30,213,770
	1 農 業 費	6,914,732	1,611,268	8,526,000
	2 畜 産 業 費	361,558	45,411	406,969
	3 農 地 費	9,237,889	185,265	9,423,154
	4 林 業 費	6,911,790	10,996	6,922,786
8 土 木 費		81,986,566	3,447,400	85,433,966
	3 河 川 海 岸 費	17,462,928	1,149,400	18,612,328
	4 港 湾 費	7,672,248	2,298,000	9,970,248
11 災 害 復 旧 費		10,921,327	497,600	11,418,927
	1 農林水産施設災害復旧費	1,766,447	497,600	2,264,047
歳 出 合 計		564,701,688	5,803,940	570,505,628

第2表 繰越明許費の補正

1 追加

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費			345,200 ^{千円}
	3 農地費		222,000
		県営農道整備	222,000
	5 水産業費		123,200
		漁港海岸整備	103,000
		漁港維持修繕	20,200
8 土木費			3,722,731
	2 道路橋りょう費		597,920
		道路保全	95,600
		道路改良	292,320
		地方特定道路整備	164,000
		半島振興道路整備	35,000
		小規模道路改良	11,000
	3 河川海岸費		1,396,807
		河川等災害関連	759,237
		急傾斜地崩壊対策	39,960
		砂防	16,960
		災害関連緊急急傾斜地崩壊対策	60,100
		災害緊急がけ崩れ対策	116,550
		海岸整備（海岸）	404,000
	4 港湾費		1,728,004
		港湾修繕	30,300
		海岸修繕	15,000
		港湾施設整備	1,179,300
		海岸整備（港湾）	202,404
災害関連港湾環境整備		200,000	
港湾災害関連		101,000	
11 災害復旧費			409,200
	1 農林水産施設災害復旧費		409,200
		漁港施設災害復旧	409,200

合	計	4,477,131

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 平成30年度地域医療推進施設設備等整備	自 平成30年度 至 平成31年度 (2年)	千円 200,000
2 平成30年度護摩壇山森林公園維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	16,008
3 平成30年度わかやま版PFI支援による貸付金	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	3,200,000
4 平成30年度橋本体育館維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	227,762

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 平成30年度日高川河川整備	平成31年度(1年)	300,000 ^{千円}	自平成31年度 (2年) 至平成32年度	440,562 ^{千円}

第4表 地方債の補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>県立医科大学附属 病院ヘリポート照 明設備整備</p>	<p>千円 4,500</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成30年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協 定するもの とする。 ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還 又は低利借 換えすること ができる。</p>

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 港 湾 事 業	千円 2,170,500	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公 共 海 岸 事 業	1,190,600	以下同上	以下同上	以下同上
公 共 農 業 農 村 事 業	839,800			
公 共 災 害 関 連 事 業	4,214,500			
公 共 治 水 事 業	2,362,000			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	2,762,800			
災 害 緊 急 が け 崩 れ 対 策	122,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 3,165,400	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
1,388,600	以下同上	以下同上	以下同上
845,000			
4,303,700			
2,659,000			
2,940,200			
125,200			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策事業	千円 496,600	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成30年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。</p>

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 579,600	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。

議案第143号

平成30年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算

平成30年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,179,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,972,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債の補正」による。

平成30年12月3日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 —	千円 589,700	千円 589,700
	1 国庫補助金	—	589,700	589,700
7 県債		136,000	589,700	725,700
	1 県債	136,000	589,700	725,700
歳入合計		792,888	1,179,400	1,972,288

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾施設管理費		千円 792,888	千円 1,179,400	千円 1,972,288
	1 港湾施設管理費	792,888	1,179,400	1,972,288
歳 出 合 計		792,888	1,179,400	1,972,288

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾施設管理費			1,179,400 <small>千円</small>
	1 港湾施設管理費		1,179,400
		和歌山下津港港湾施設管理	1,179,400
合		計	1,179,400

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 平成30年度和歌山下津港荷役機械 貸借	平成31年度 (1年)	180,000 ^{千円}

第4表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方公営企業災害 復旧事業	千円 136,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 725,700	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。

議案第144号

平成30年度和歌山県流域下水道事業特別会計補正予算

平成30年度和歌山県の流域下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成30年12月3日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土木費			226,774 ^{千円}
	1 下水道事業費		226,774
		紀の川流域下水道	226,774
合		計	226,774